

〒×××—××××
○○県△△市□□□□
××—×××—××

国税 太郎 殿

バーコード記載欄

(差出人)
○○税務署
○○県△△市□□□□×丁目×番地

平成 26 年 11 月
税務署

公正取引委員会及び中小企業庁が実施する「消費税の転嫁拒否等に関する調査」に係る調査票の送付について

日頃から税務行政について御理解と御協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、今般の消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしています。

この取組の一環として、公正取引委員会及び中小企業庁では、商品又は役務（サービス）を供給している事業者が、取引先事業者（買手事業者）から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかを把握し、問題となる行為のは正につなげるため、書面調査を実施しています。

この書面調査に関して、この度、中小企業庁から消費税転嫁対策特別措置法第16条第2項に基づき、「消費税の転嫁拒否等に関する調査」に係る調査票の送付についての協力依頼が行われました。この協力依頼に応じて、同封の調査票を税務署から送付しているものです。

なお、貴殿の個人情報等について税務署から中小企業庁等には一切提供していません。

また、回答用紙の回答者氏名欄等の記載は、任意であることを申し添えます。

本書面調査に関してご不明な点等がありましたら、「公正取引委員会・中小企業庁 書面調査事務局（コールセンター）」にお問い合わせください。

お問い合わせ先

公正取引委員会・中小企業庁 書面調査事務局（コールセンター）

電話：0570-783-731 ※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。

（受付時間：土日祝日を除く 9:00～18:00）

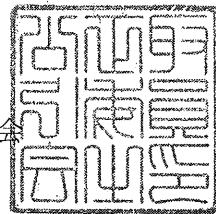
中小企業庁ホームページ/消費税転嫁等拒否等に関する調査

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>

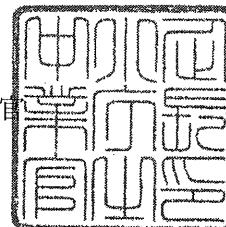
公取取第312号
20140307中庁第3号
平成26年11月

代表者 殿

公正取引委員会



中小企業庁長官



消費税の転嫁拒否等に関する調査

公正取引委員会・中小企業庁は、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、監視・取締りを行っています。

このたび、商品・役務（サービス）を供給している事業者が、取引先事業者（買手事業者）から消費税の転嫁拒否等の法律上問題となる行為を受けていないかを把握し、問題となる行為の是正につなげるため、全国の事業者から無作為に抽出し、貴社に本調査への協力をお願いすることとなりました。

お忙しいところ恐縮ですが、下記の要領にて御協力くださいますようお願いいたします。

貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者など他の事業者に知らせることは一切ありません。また、貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することはありませんので、ありのままの事実を回答用紙に記載してください。

この調査に関して、貴社の取引先事業者から回答内容について指示を受けたり、回答用紙の写しを提出するよう求められたりした場合は、下記の問い合わせ先まで連絡してください。

記

1 提出物 「回答用紙」

2 調査対象取引 平成26年4月1日以後に、貴社が取引先事業者に供給する商品又は役務の取引

3 提出期限 平成26年12月15日（月）とします。但し、期限後も提出いただけます。

4 提出方法 同封の返信用封筒（切手不要）にて提出（郵送）してください。

5 留意事項

取引先事業者のうち、問題がある（消費税の転嫁拒否等の行為をしている）事業者のことについて、回答用紙に記載してください（1枚の回答用紙には、取引先事業者1社の情報のみを記載できます。）。

※ 2社以上の取引先事業者について回答される場合は、同封の回答用紙をコピーしたもの又は公正取引委員会ホームページ（消費税転嫁対策コーナー）若しくは中小企業庁ホームページ（消費税価格転嫁等対策）に掲載の回答用紙を印刷の上回答してください。

6 問い合わせ先 公正取引委員会・中小企業庁 書面調査事務局（コールセンター）

0570-783-731 ※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。

（受付時間：土日祝日を除く 9:00~18:00）

本調査で使用している用語について

- ※1 「対価」とは、**特定事業者（買手事業者）及び特定供給事業者（商品・役務〔サービス〕の提供をする売手事業者）**の間で取り決めた商品又は役務（サービス）の供給に係る価格であり、消費税を含めた価格（本体価格に消費税額を加えた総額）をいいます。
- ※2 「同種若しくは類似の商品若しくは役務（サービス）に対し通常支払われる対価」とは、通常は、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務（サービス）の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額をいいます。
- ※3 「通常支払われる対価に比し低く定めることにより、**特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む**」とは、特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務（サービス）の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為をいいます。
例えば、平成26年4月1日の消費税率引上げに際して、消費税を含まない価格（以下「**本体価格**」といいます。）が100円の商品について、消費税率引上げ後の対価を105円のまま据え置く場合が該当します。
- ※4 「対価の額を減じ（ることにより）**特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む**」とは、特定事業者が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務（サービス）について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うことをいいます。
例えば、平成26年4月1日の消費税率引上げに際して、本体価格が100円の商品について、消費税率引上げ後の対価を108円として契約したにもかかわらず、支払段階で消費税率引上げ分の3円を減じ、105円しか支払わない場合が該当します。
- ※5 「**自己の指定する**」には、特定事業者が自己の供給する商品又は提供する役務（サービス）を指定する場合だけでなく、第三者の供給する商品又は提供する役務（サービス）を指定する場合も該当します。
- ※6 「**商品を購入させ**」には、消費税の転嫁を受け入れる代わりに商品を購入させる場合や、商品を購入しないことに対して不利益を与える場合だけでなく、事実上、購入を余儀なくさせていると認められる場合も含まれます（「役務（サービス）を利用させ」や、「他の経済上の利益を提供させる」の考え方も同様です。）。
- ※7 「**金銭、役務（サービス）その他の経済上の利益**」とは、協賛金、協力金等、名目を問わず行われる金銭の提供、作業への労務の提供等をいいます。

この調査に関する「よくある質問（FAQ）等」を、公正取引委員会ホームページ（消費税転嫁対策コーナー）又は中小企業庁ホームページ（消費税価格転嫁等対策）に掲載しています。

【 設問 】

回答は全て、「回答用紙」に記載してください。

消費税転嫁対策特別措置法について

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています。

消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に調査・指導等の権限が付与されており、政府一丸となって実効性のある監視・取締りを徹底して行っています。

- 回答用紙に **A : 貴社の情報** を記載してください。

設問 1 貴社の取引状況について

貴社は、法人事業者に、商品又は役務（サービス）を供給していますか。（回答用紙の「ア」又は「イ」のいずれかに○を記載してください。）

ア 供給している（→ 4 頁 設問 2 ～）

イ 供給していない（設問は以上です。）（期限までに「回答用紙」を提出いただく必要はありません。）

【期限までに「回答用紙」を提出いただかない方へ（お願い）】

「回答用紙」は、期限を過ぎても提出することができます（返信用封筒は、「差出有効期間」の末日まで使用できます。）。期限までに提出しない場合は、調査票等をお手元に保管いただき、万一、取引先事業者に消費税を転嫁できない事情が生じた際に、提出してください。

消費税の転嫁拒否等の行為

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者は、以下に掲げる行為を行ってはならないとしています。

「買いたたき」

買いたたきとは、商品若しくは役務（サービス）の対価の額を当該商品若しくは役務（サービス）と同種若しくは類似の商品若しくは役務（サービス）に対し通常支払われる対価※1,2に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む※3ことをいいます。

「減額」

減額とは、商品又は役務（サービス）の対価※1の額を減じ（ることにより）特定供給事業者による消費税の転嫁を拒む※4ことをいいます。

「商品購入、役務（サービス）利用又は利益提供の要請」

商品購入、役務（サービス）利用又は利益提供の要請とは、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、自己の指定する※5商品を購入させ※6、若しくは自己の指定する役務（サービス）を利用させ、又は自己のために金銭、役務（サービス）その他の経済上の利益※7を提供させることをいいます。

※1～※7の各用語の意味は、2頁（本調査で使用している用語について）をご覧ください。

設問2～**設問5**では、特定事業者によるこのような行為の有無等について伺います。

設問2 消費税の転嫁について

貴社は、取引先の法人事業者（以下「取引先事業者」といいます。）に消費税を転嫁できましたか。
(回答用紙の「ア」又は「イ」のいずれかに○を記載してください。)

ア 転嫁できなかった（→回答用紙 **B**：問題のある取引先事業者の情報欄に、消費税の転嫁拒否等の問題行為を行っている事業者の情報を記載してください。）（記載後、→5頁 設問3へ）

イ 転嫁できた（設問は以上です。）（期限までに「回答用紙」を提出いただく必要はありません。）

【期限までに「回答用紙」を提出いただかない方へ（お願い）】

「回答用紙」は、期限を過ぎても提出することができます（返信用封筒は、「差出有効期間」の末日まで使用できます。）。期限までに提出しない場合は、調査票等をお手元に保管いただき、万一、取引先事業者に消費税を転嫁できない事情が生じた際に、提出してください。

設問3 「買いたたき」について

「買いたたきの例示」

- ① 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
 - ② 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
 - ③ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによるコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
 - ④ 免税事業者（注）である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- （注）免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要があります。
- ⑤ 消費税率が2段階で引き上げられる予定のため、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時においては、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
 - ⑥ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

① 貴社は、取引先事業者に供給する商品又は役務（サービス）について、発注日よりも前に、当該取引先事業者から、対価の引下げ要請を受けたことがありますか。（回答用紙の「ア」又は「イ」のいずれかに○を記載してください。）

ア 受けたことがある（→ ②の設問へ） イ ない（→ 6頁 設問4 へ）

② 当該対価の引下げ要請は、上記の「買いたたきの例示」にあるような消費税率の引上げに関連したものでしたか。（回答用紙の「ア」～「ウ」のいずれかに○を記載してください。）

ア 当該取引先事業者から貴社に対して、当該要請は消費税率の引上げに伴うものである旨の言及（口頭や文書等で行われるもの。以下同じ。）があった。（→ ③の設問へ）

イ 当該取引先事業者から貴社に対して、当該要請は消費税率の引上げに伴うものである旨の言及はないが、外形上、消費税率の引上げとの関連性があると考える。（例：従来よりも3%の値下げの要請）（→ ③の設問へ）

ウ 関連性はないと考える。（→ 6頁 設問4 へ）

③ 当該対価の引下げ要請はどのように行われましたか。

回答用紙の「ア」～「キ」のうち、該当するもの全てに○を記載し（複数回答可）、
具体的な内容を記載してください。（記載後 → 6頁 設問4 へ）

設問4 「減額」について

「減額の例示」

- ① 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- ② 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき対価から減じる場合
- ③ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ④ リベートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ⑤ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う場合

① 貴社は、取引先事業者に供給する商品又は役務（サービス）について、発注日以降に、当該取引先事業者から、対価の一部を減じる行為を受けたことがありますか。（回答用紙の「ア」又は「イ」のいずれかに○を記載してください。）

ア 受けたことがある（→ ②の設問へ） イ ない（→ 7頁 設問5 へ）

② 当該対価の一部を減じる行為は、上記の「減額の例示」にあるような消費税率の引上げに関連したものでしたか。（回答用紙の「ア」～「ウ」のいずれかに○を記載してください。）

ア 当該取引先事業者から貴社に対して、当該行為は消費税率の引上げに伴うものである旨の言及があった。（→ ③の設問へ）

イ 当該取引先事業者から貴社に対して、当該行為は消費税率の引上げに伴うものである旨の言及はないが、外形上、消費税率の引上げとの関連性があると考える。（例：対価が支払われる際に、消費税率引上げ分の全部又は一部が対価から減じられた。）（→ ③の設問へ）

ウ 関連性はないと考える。（→ 7頁 設問5 へ）

③ 当該対価の一部を減じる行為は、どのように要請され、どのように実施されましたか。

回答用紙の「ア」～「キ」のうち、該当するもの全てに○を記載し（複数回答可）、
具体的な内容を記載してください。（記載後 → 7頁 設問5 へ）

設問5 「商品購入、役務（サービス）利用又は利益提供の要請」について

「商品購入、役務（サービス）利用の要請の例示」

- ① 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- ② 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- ③ 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合

「利益提供の要請の例示」

- ④ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
- ⑤ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ⑥ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示の変更等に係る値札付け替え等のために、取引先に対し、従業員等の派遣を要請する場合
- ⑦ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- ⑧ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、金型等の設計図面、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

① 貴社は、当該取引先事業者から、商品の購入、役務（サービス）利用又は利益提供の要請を受けたことがありますか。（回答用紙の「ア」又は「イ」のいずれかに○を記載してください。）

ア 受けたことがある（→ ②の設問へ）

イ ない（→ 8頁 設問6 へ）

② 当該商品の購入、役務（サービス）の利用又は利益提供の要請は、上記の「商品購入、役務（サービス）利用の要請の例示」又は「利益提供の要請の例示」にあるような消費税率の引上げに関連したものでしたか。（回答用紙の「ア」～「ウ」のいずれかに○を記載してください。）

ア 当該取引先事業者から貴社に対して、当該要請は消費税率の引上げに伴うものである旨の言及があった。（→ ③の設問へ）

イ 当該取引先事業者から貴社に対して、当該要請は消費税率の引上げに伴うものである旨の言及はないが、外形上、消費税率の引上げとの関連性があると考える。（→ ③の設問へ）

ウ 関連性はないと考える。（→ 8頁 設問6 へ）

③ 当該商品の購入、役務（サービス）の利用又は利益提供の要請はどのように行われましたか。

回答用紙の「ア」～「キ」のうち、該当するもの全てに○を記載し（複数回答可），

具体的な内容を記載してください。（記載後 → 8頁 設問6 へ）

「本体価格での交渉の拒否」

消費税転嫁対策特別措置法では、商品又は役務（サービス）の供給の対価に係る交渉において、特定事業者が本体価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むことは禁止されています。

「申出」には、特定供給事業者が明示的に申し出た場合が該当することはいうまでもありませんが、例えば、特定供給事業者が特定事業者との交渉において、本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提示するなど、本体価格での価格交渉を希望する意図が認められる場合も該当します。

「申出を拒む」とは、特定事業者が、特定供給事業者からの申出を明示的に拒む場合が該当することはいうまでもありませんが、特定供給事業者が本体価格で価格交渉を行うことを困難にさせる場合も該当します。

設問6 では、特定事業者によるこのような行為の有無等について伺います。

設問6 「本体価格での交渉の拒否」について

「本体価格での交渉の拒否の例示」

- ① 本体価格で交渉したい旨の貴社の申出を明示的に拒む場合
- ② 本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したにもかかわらず、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる場合
- ③ 本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式を使用させる場合

① 貴社は、本体価格に消費税額を加えた総額で、取引先事業者と価格交渉をしていますか。

ア 総額で交渉している（→②の設問へ） イ 本体価格で交渉している（設問は以上です。）

② 貴社は、平成26年4月1日以降に取引先事業者に供給する商品又は役務（サービス）の対価の額について、当該取引先事業者から、本体価格での交渉を拒まれたことがありますか。（回答用紙の「ア」又は「イ」のいずれかに○を記載してください。）

ア 拒まれたことがある（→③の設問へ） イ 拒まれたことはない（設問は以上です。）

③ 当該本体価格での交渉を拒まれた時の状況や、様式の内容はどのようなものでしたか。

回答用紙に具体的な状況・内容を記載してください。（設問は以上です。）

御協力ありがとうございました。記載済みの「回答用紙」のみ提出（郵送）してください。

回答用紙(26供給)



調査を行う場合には、情報源が決して知られることのないよう十分に注意して行います。安心してありのままの事実を記載してください。

公正取引委員会
中小企業庁

A:貴社の情報

該当する記号のいずれかに○を記載し、必要に応じ、具体的に記載してください。
各欄とも記載は任意ですが、今後の調査のために、可能であれば、お送りした封筒表面の貴社の名称の下に印字しております「貴社の企業番号」、「回答者氏名」及び「連絡先電話番号」を記載してください（公正取引委員会、中小企業庁等の調査を担当する官公庁から連絡をさせていただく可能性があります（ホームページから印刷又は窓口で調査票を入手された場合は「貴社の企業番号」はありませんので、記載不要です。）。

		記載日 平成 年 月 日							
貴社の企業番号		※「J」又は「K」含む8桁の記号番号 (例: K9999999)							
区分	ア 法人 ⇒ (資本金 万円) 1万円未満切り捨て。								
	イ 個人事業者								
ウ 人格のない社団等 (法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの。例: 学校のPTA, 研究会やクラブ, 法人でない労働組合やマンションの管理組合等)									
回答者氏名	(フリガナ) 氏名								
連絡の可否	ア 連絡してもよい ⇒	連絡先電話番号 (携帯も可)							
	イ 連絡しないでほしい								

設問1 貴社の取引状況について

ア イ

B:問題のある取引先事業者の情報

問題のある取引先事業者の情報を御記載ください。（該当する記号のいずれかに○を記載し、必要に応じ、具体的に記載してください。）

問題のある取引先事業者	(記載例)	カ ブ シ キ ガ イ シ ャ ○ ○ シ ョ ウ テ ン						
	フリガナ							
	取引先事業者の名称							
	取引先事業者の主な事業	ア 小売業 イ 卸売業 ウ 製造業 エ 建設業 オ 運輸業 力 不動産業 キ その他 ⇒ (業・事業)						
	取引先事業者の本社所在地(分かるところまで)	都道府県	市区町村	電話	一	一		
	問題のある行為を行った取引先事業者の担当者(事業所)	部署						
		役職	氏名					
		住所						
		電話						
問題のある取引の内容	貴社が供給する商品又は役務(サービス)の内容を記載してください。							

※ 1枚の回答用紙に記載できる、問題のある行為を行った取引先事業者の情報は、1社のみです。

回答用紙が不足する場合は、この回答用紙をコピーしたもの又は公正取引委員会ホームページ(消費税転嫁対策コーナー)若しくは中小企業庁ホームページ(消費税価格転嫁等対策)に掲載の回答用紙を印刷の上回答してください。

(裏面に続きます。)

設問2 消費税の転嫁について

ア イ

設問3 「買いたたき」について

①	ア	イ	
②	ア	イ	ウ
要請を受けた時期	年	月	頃
要請の方法 (複数回答可)	ア 説明会 オ FAX	イ 個別の要請 カ 口頭	ウ 文書 キ その他(具体的に)
③	買いたたきの内容(要請内容の実行時期、本体価格の変動状況を含めて記載してください。5頁の「例示」も参考にしてください。)		

設問4 「減額」について

①	ア	イ	
②	ア	イ	ウ
要請を受けた時期	年	月	頃
要請の方法 (複数回答可)	ア 説明会 オ FAX	イ 個別の要請 カ 口頭	ウ 文書 キ その他(具体的に)
③	減額の内容(要請内容の実行時期、本体価格の変動状況を含めて記載してください。6頁の「例示」も参考にしてください。)		

設問5 「商品購入・役務利用又は利益提供の要請」について

①	ア	イ	
②	ア	イ	ウ
要請を受けた時期	年	月	頃
要請の方法 (複数回答可)	ア 説明会 オ FAX	イ 個別の要請 カ 口頭	ウ 文書 キ その他(具体的に)
③	商品購入・役務利用又は利益提供の要請の内容(要請内容の実行時期、本体価格の変動状況を含めて記載してください。7頁の「例示」も参考にしてください。)		

設問6 「本体価格での交渉の拒否」について

①	ア	イ	
②	ア	イ	
交渉を申し出た又は拒まれた時期	年	月	頃
③	交渉の状況(交渉の過程等を含めて記載してください。8頁の「例示」も参考にしてください。)		

御協力ありがとうございました。返信用封筒(切手不要)に「回答用紙」のみ提出(郵送)してください。

転嫁拒否等の行為の是正

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています（平成25年10月1日から平成29年3月31日までの措置）。

今般の消費税率引上げに当たり、中小事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されていることから、これらの中小事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、政府一丸となって監視・取締りを行っていくこととしています。

▶消費税の転嫁拒否等の行為として規制対象となる行為

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品又は役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

特定事業者と特定供給事業者との適用関係

特定事業者（買手）

特定供給事業者（売手）

I

大規模小売事業者（※）

大規模小売事業者に継続して商品又は役務（サービス）を供給する事業者

II

右の①から③の事業者から継続して商品又は役務（サービス）の供給を受ける法人である事業者（大規模小売事業者を除く。）

左の特定事業者に継続して商品又は役務（サービス）を供給する①から③の事業者
①個人事業者
②人格のない社団等
③資本金等の額が3億円以下ある事業者

（※）大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であつて前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

消費税の転嫁拒否等の行為は禁止されています

▶消費税の転嫁拒否等の行為とは…

消費税の転嫁拒否等の行為として、消費税転嫁対策特別措置法で禁止している行為は、次の類型です。

- ①減額、②買いたたき、③商品購入、役務（サービス）利用、利益提供の要請、④本体価格での交渉の拒否、
⑤報復行為

POINT ① 減額

特定事業者は、合理的な理由なく、既に取り決められた対価から、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- ▶ 本体価格に消費税額分を上乗せした額を商品の対価とする旨契約していたにもかかわらず、対価を支払う際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶ リペートを増額する又は新たに提供するよう要請し、当該リペートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合

【以下のような場合には、減額とはなりません】

〈具体例〉

- ▶ 商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



POINT ② 買いたたき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 安売りセールを実施することを理由に、大量発注などによる特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶ 商品の量目を減らし、対価を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その対価の額が量目を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

注 「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務（サービス）の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。



【以下のような場合には、買いたたきとはなりません】

〈具体例〉

- ▶ 大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合

POINT ➤ ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってはいけません。

〈具体例〉

- ▶ 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、
 - 取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
 - 本体価格の引下げに応じなかった取引先に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
 - 消費税の転嫁の程度に応じて、取引先ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合
 - 通常必要となる費用を負担することなく、取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
 - 取引先に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合



POINT ➤ ④ 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格^(*)での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

(*) 消費税を含まない価格

〈具体例〉

- ▶ 本体価格での交渉を申し出た際に、それを拒否する場合
- ▶ 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ▶ 税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



POINT ➤ ⑤ 報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってはいけません。

消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っていきます。

- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、立入検査を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適切な措置をとるよう求める措置請求を行います。
なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。

(注) 消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。

消費税の転嫁拒否等の行為に対するスキーム

